

○ 山梨大学大村智記念学術館規程

制定 平成30年 5月29日

改正 平成30年 9月10日

令和 4年 7月25日

令和 5年 5月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、大村智山梨大学特別栄誉博士（以下「大村博士」という。）の功績を記念し、山梨大学（以下「本学」という。）に設置する山梨大学大村智記念学術館（以下「学術館」という。）に関し必要な事項を定める。

(管理運営)

第2条 学術館の管理運営は、学長がこれを行う。

- 2 学術館の管理運営に関し必要な事項を審議するため、山梨大学大村智記念学術館管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。
- 3 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(施設)

第3条 学術館に次の施設を置く。

- (1) 大村記念ホール
- (2) 展示コーナー

(休館日)

第4条 前条第1号の大村記念ホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日までの日
- 2 前条第2号の展示コーナーの休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 12月29日から翌年1月3日までの日
 - (2) 8月14日から16日までの期間。ただし、当該期間のいずれかの日が休日にあたる場合は、学長が指定する日
 - (3) 火曜日
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休館又は開館することができる。

(開館時間)

第5条 第3条第1号の大村記念ホールの開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

- 2 第3条第2号の展示コーナーの開館時間は、午前10時から午後4時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(使用の範囲等)

第6条 第3条第1号の大村記念ホールは、次の用途に使用することができる。

- (1) 本学又は本学の職員が主催する教育、研究、学術及び文化に関する行事及び会合
- (2) 本学の職員が関係する学会のシンポジウム及びフォーラム
- (3) 本学の学生の課外活動団体が主催する演奏会、発表会又は展示会等の行事
- (4) 本学の同窓会の活動
- (5) その他学長が認めたもの

2 第3条第2号の展示コーナーは、次の用途に使用することができる。

- (1) 大村博士の功績に係る展示
- (2) 徽典館に係る展示
- (3) 特別展示
- (4) その他学長が認めたもの

(使用期間)

第7条 第3条第1号の大村記念ホールを同一の者が連続して使用することができる期間は、5日間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、5日を超えて使用することができる。

(使用申込手続)

第8条 学術館の施設の使用を希望する者は、所定の申請書を使用する日の（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の1年前から7日前までに学長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、使用申込手続に関し必要な事項は、国立大学法人山梨大学不動産貸付事務取扱要領（以下「不動産貸付事務取扱要領」という。）第11条の規定を準用する。

(使用料等)

第9条 前条第1項の許可を得た者（以下「使用者」という。）は、学術館の施設の使用に係る使用料及び附帯使用料（以下「使用料等」という。）を負担しなければならない。

2 前項の使用料等に関する規定は、不動産貸付事務取扱要領第4条及び第12条の規定を準用する。

(使用料等の納入)

第10条 使用者は、本学の指定する方法及び指定した期日までに使用料等を納入しなければならない。

(遅延損害金)

第11条 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由により指定した期日までに使用料等を納入できない場合は、遅延損害金を納入しなければならない。

2 前項の遅延損害金に関する規定は、不動産貸付事務取扱要領第7条の規定を準用する。

(使用料の返還)

第12条 使用期間の途中で本学の責めに帰すべき事由により学術館の施設を使用できなくなった場合は、使用者が既に納入した使用料等のうち未経過期間分の使用料等を返還する。

(無償使用)

第13条 第9条の規定にかかわらず、使用者は、次の場合においては、学術館の施設を無償で使用するができる。

- (1) 本学に対する支援・援助を目的とする同窓会に対し、その事業の用に供するために必要と認められる場合
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1項の規定に基づき組織された教職員組合に対し、その事業の用に供するために必要と認められる場合
- (3) 本学の教員等の特許権等を扱う技術移転機関（承認TLO）に対し、その事業の用に供するために必要と認められる場合
- (4) 災害が発生した場合における応急の用に供するために使用を認める場合
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく事業に供するために必要と認められる場合
- (6) 本学の職員又は学生の主催で、本学の事務又は事業上必要と認められる集会等に使用する場合
- (7) 本学の事業援助のための集会等で、その趣旨が適当と認められる場合
- (8) その他学長が認めた場合

(遵守事項)

第14条 使用者は、この規程を遵守するとともに、学術館の施設、設備及び備品等の保全並びに快適な環境の保持に努めなければならない。

(原状回復)

第15条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに原状回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、故意又は重大な過失により学術館の建物、施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第17条 学術館の管理に関する事務は、総務企画部総務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、学術館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

<改正記録>

H30. 9. 10 国立大学法人山梨大学不動産貸付事務取扱要項の廃止及び同要領の制定に伴う改正

R 4. 7. 25 大村記念ホールの開館時間及び使用の範囲等の変更等に伴う改正

R 5. 5. 29 組織改編に伴う改正